

2023年7月12日

厚生労働大臣
加 藤 勝 信 殿



四 病 院 団 体 協 議 会

一般社団法人日本病院会

会 長 相 澤 孝 夫

公益社団法人全日本病院協会

会 長 猪 口 雄 二

一般社団法人日本医療法人協会

会 長 加 納 繁 照

公益社団法人日本精神科病院協会

会 長 山 崎 學

入院中の食事療養に関する要望書

2017（平成 29）年 10 月に中央社会保険医療協議会で報告された「入院時食事療養の収支等に関する実態調査」において、給食部門は全面委託・一部委託・完全直営、いずれの運営形態を問わず、赤字となっていることが報告された。赤字となっている要因は、給食収入の減少、給食業務委託費（人件費）、光熱水費の上昇とされた。この状況は年々増悪しており、特に新型コロナ禍で、光熱水費や食材料費の高騰、さらに、人材不足が顕著となり、現行の制度のもとで、安定的かつ持続的な病院給食の提供が不可能な事態に陥っていると言わざるを得ない。

医療機関としても病院給食業務に係る作業内容の見直し、院内で取り扱う食種の集約化、セントラルキッチン方式や様々な新調理システムの導入など、あらゆる努力をしているが抜本的解決には至っていない。

そもそも、病院給食に関しては国民皆保険制度のもと治療の一環として診療報酬制度に組み込まれたが、1994（平成 6）年の制度創設以降、設定金額は据え置かれ、その一方で患者の食事療養標準負担額は増え続けている。さらに 2006（平成 18）年度診療報酬改定で入院中の食事療養に必要な費用は 1 日単位から 1 食単位に変更となり、提供食数に関わらず必要となる固定費を無視した制度に改変された。

医療法施行規則では「給食施設は入院患者のすべてに給食することのできる施設とする」と決められているが、現状は、もはや小手先の食事療養費の見直しのみでは解決できない事態となっており、このような状況ではまっとうな病院給食を提供し続けることは不可能である。

そこで、入院中の食事療養について、以下のとおり強く要望する。

記

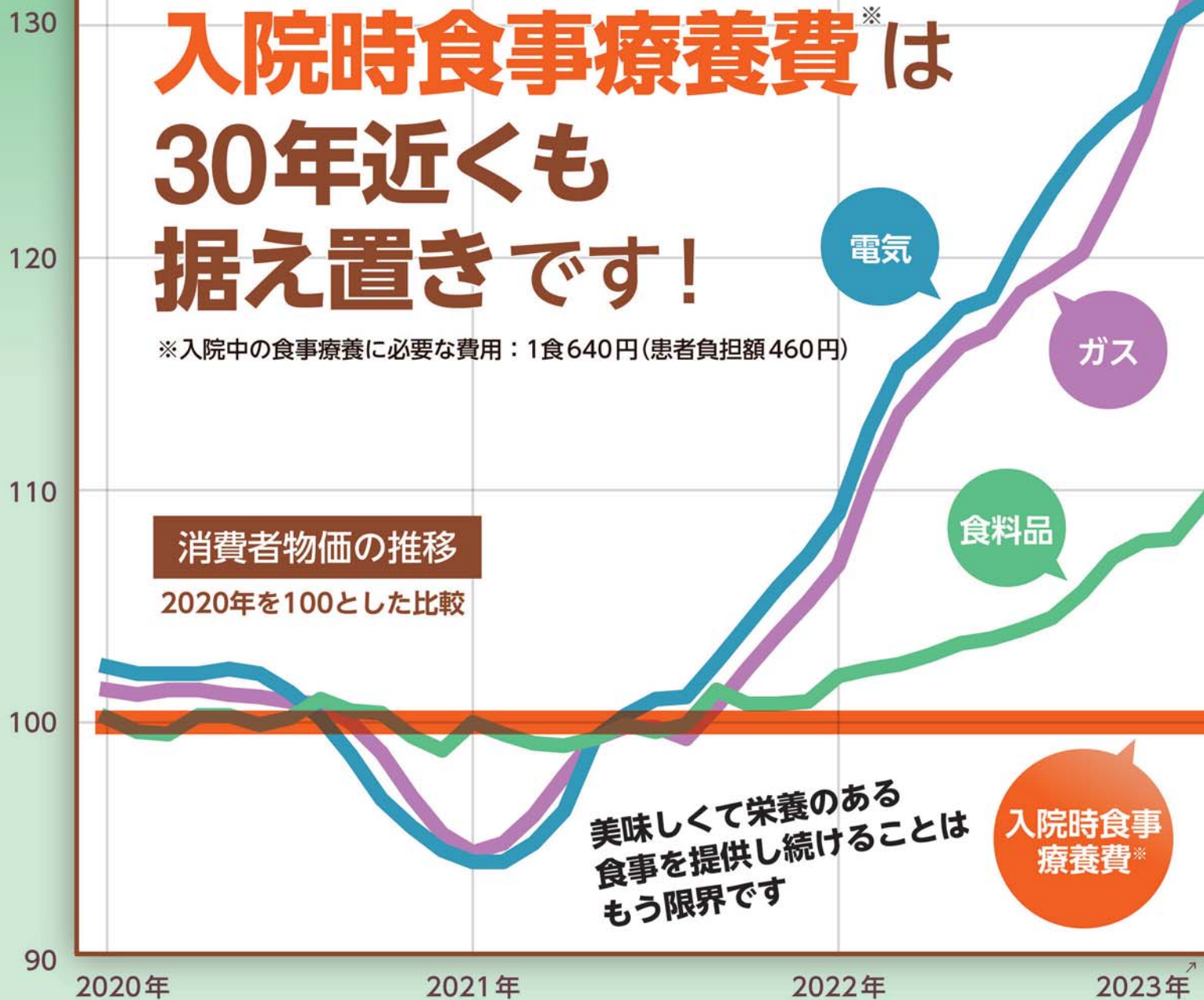
【要望事項】

1. 治療として必要な臨床栄養管理を含む病院給食制度を抜本的に改革する。
2. 改革に必要な調査研究を速やかに遂行する。
3. 抜本的な改革が行われるまでの間、入院中の食事療養に必要な費用について、適正な額に改正する。

以上

物価が上がっているのに 入院時食事療養費[※]は 30年近くも 据え置きです！

※入院中の食事療養に必要な費用：1食640円(患者負担額460円)



病院給食の質を維持するため
入院時食事療養費を
適正な額に改正するよう
政府に求めます

